

あげまつだより



令和8年4月9日発行
No.1-1 上松町



上松町ウォーキングイベント開催



毎年恒例のチャレンジウォーキングがはじまります。

歩数計アプリ「RenoBody」から簡単に参加でき、イベント参加者同士で歩数ランキングが確認できます。今年度は運動指導士による歩き方教室もイベントに合わせて開催いたします。楽しく歩いて、健康づくりしてみませんか？

詳しくは上松町役場住民福祉課保健衛生係(52-2825)へお問い合わせください。

開催期間 5月1日(金)～6月30日(火) 《エントリー期間：5月29日(金)まで》

対象者 上松町町民・上松町で働いている人・上松町で学んでいる人など

イベントコード AGMT0012 (半角英数字)

- 注意事項・ウォーキング前には、準備体操・ストレッチ・水分補給を忘れずに！
- ・体力・体調に合わせて無理のないように！
 - ・交通ルールを守り、夜間は明るい服装で！



春のウォーキング教室



正しい歩き方を学び、実際に歩いて効果的な運動を体感してみませんか？
教室前後で体組成計による筋力量の測定もできますよ！

日時：第1回5/13(水) 第2回6/4(木) 第3回6/25(木)
受付9:00～ 教室9:20～10:50

会場：上松町社会体育館、町内散策

内容：辺見先生による正しい歩き方指導、効果的な運動の実践など

持ち物：水分・上履き・帽子・汗拭きタオル

定員：15名(先着順) 参加費：無料 申込期限：5/1(金)まで

チャレンジウォーキング
に合わせて参加して
みよう!!

【問い合わせ・申し込み先：上松町住民福祉課保健衛生係 電話：0264-52-2825】

<後期高齢者医療に加入されている皆様へ>

令和8年3月12日発行のあげまつだよりに掲載しました保険料率に一部誤りがありました。お詫び致します。令和8年度から新設される子ども・子育て支援納付金賦課額については、2年度ごとではなく各年度ごとに算定されます。

後期高齢者 医療保険料率	令和6・7年度	令和8・9年度	令和8年度
		基礎賦課額	子ども・子育て支援 納付金賦課額
均等割額	44,365円	48,827円	1,339円
所得割率	9.45%	8.80%	0.25%
賦課限度額	80万円	85万円	2万1千円

・お問い合わせ先

上松町役場住民福祉課厚生係 電話0264-52-4802 (課直通)

長野県後期高齢者医療広域連合 電話026-229-5320



乳幼児健診時の駐車場配慮のお願い



木曽地域では令和8年度より、乳幼児健診を合同で行います。
健診当日は、郡内の健診対象のお子さんが集まります。そのため、駐車場の混雑が見込まれます。
駐車場等へのご配慮をいただきたく、お願いいたします。

場所：上松町健康増進センター（上松町大字小川1658番地1）
日時：4月22日（水） 12：00頃～

問い合わせ先：上松町 保健衛生係 （電話：52-2825）



税金等を窓口で納入されている皆様へ



税金等の納入期限について、お忘れのないように納入をお願いします。

税目	期別	納期限	お問合せ
固定資産税	第1期	令和8年4月30日（木）	企画財政課 収納係

●納入期限までの納入にご協力下さい。

諸事情により納期限までに納められない場合はお早めにご相談ください。
納期限が過ぎても未納の場合は、督促状の発送（本税に督促手数料100円が付き）
や訪問による納税のお願いをいたしますが、その後も未納の場合には、延滞金が発生し
差押等の滞納処分を受ける場合があります。

●便利な口座振替をご利用下さい。

現在、窓口で納入されている皆様（納税通知書に「口座振替」の記載がない方）に口座振替
をお勧めしています。忘れてしまうこともなく、必ず納期限に納入されます。
役場窓口と金融機関に「口座振替依頼書」がありますのでご利用ください。
役場までお越しになるのが困難な場合はご連絡下さい。（通帳と印鑑をご用意下さい。）

●マンデー納税窓口をご利用下さい。

毎週月曜日の午後5時15分から午後7時まで窓口業務を延長し、税金等を納入することが
できます。（休日の場合は翌日）
お仕事等により日中に納入することが困難な場合にご利用下さい。

【問い合わせ先】 上松町役場 電話：52-2001
◎ 企画財政課 収納係 内線122



AIによる外来診療予約の受付開始について



木曽病院では3月23日からAI電話による外来診療予約の受付を開始しています。
電話混雑を緩和するため、ぜひAI電話をご活用ください。（耳鼻科のみ）

電話番号：050-5838-4579

受付内容：診療予約（耳鼻科のみ）、予約変更・取り直し、予約キャンセル、予約確認

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時から午後4時まで（土、日、祝、年末年始除く）

留意事項：予約の確定には数日かかる場合があります。

当日または翌日の診療に係る内容をご利用いただけません。

症状のご相談は受付できません。

詳細は木曽病院ホームページをご確認ください。



農作業標準労賃・機械作業料金の設定



令和8年度の上松町農作業標準労賃・機械作業標準料金について、上松町農業委員会で協議の結果、以下のとおり決定されました。

町内における標準の料金となりますが、作業内容、農地の条件等地域の実情に応じて加減していただき、最終的な料金等は、当事者間で決定して下さい。

なお、上松町機械化営農組合において、農作業の受託をしておりますので、お気軽にご相談、ご利用下さい。

		標準料金 (町内)	
農作業 賃金	水田一般作業	1,061	1時間当り
	田植え作業	1,070	〃
	畑作業	1,061	〃
	アルバイト学生	1,061	〃
機械作業 料金	全面機械作業委託	45,500	基盤整備田10a当り (耕起・代掻き・田植・刈取り)
		54,000	未整備田 10a当り
	硬盤破砕	7,500	基盤整備地10a当り (サブソイラー)
		8,900	未整備地 10a当り
	耕起	7,900	基盤整備地10a当り (標準15cm耕起)
		9,200	未整備地 10a当り
	代掻き	7,700	基盤整備田10a当り
		9,100	未整備田 10a当り
	田植機植え付け	10,100	基盤整備田10a当り (4条植え)
		12,000	未整備田 10a当り (2条植え)
	水稻コンバイン	20,200	基盤整備田10a当り(補助者付き・4条刈り)
		24,100	未整備田 10a当り(補助者付き・2条刈り)
	汎用コンバイン (えごま・大豆等)	15,100	基盤整備地10a当り (補助者付き)
		20,100	未整備地 10a当り (補助者付き)
	マニアスプレッダ	15,000	1日当り (ほ場の堆肥を積込散布)
	えごま播種	15,000	1日当り (シーダー作業)
	溝掘り	4,000	1時間当り (標準 縦2本・横2本)
	バインダー刈取り	10,700	10a当り (結束ひもオペ持ち)
	ハーベスター	10,200	10a当り
	粳摺り	1,000	玄米60kg当り
精米	900	玄米60kg当り	

機械貸与	ガリバー・ マニスプレッダ	3,000	10a当り 消耗品別途
	耕運機	1,500	10a当り 消耗品別途 燃料等借用者持ち
	田植機乗用(4条)	6,000	10a当り 燃料等借用者持ち
	田植機歩行(2条)	3,000	10a当り 燃料等借用者持ち
	バインダー	3,000	10a当り 燃料等借用者持ち
	トラクター(15~30馬力)	2,000	10a当り 消耗品別途 燃料等借用者持ち
	トラクター(50馬力)	2,800	10a当り 消耗品別途 燃料等借用者持ち
防除	消毒	2,000	10a当り (薬剤代別、機械持ち込み)

- (備考) ①労働時間は1日当り8時間を基準とし、食事は作業者負担とする。
 ②機械貸与の場合、燃料等は借用者の負担とする。
 ③作業委託の場合も、昨今の燃料価格上昇の影響により、燃料の依頼者負担が生じる可能性がある。
 ④作業の内容、農地の条件(土質、作業の難易)等により、本料金を参考に加減する。
 ⑤機械作業標準料金は内税とする。

推きゅう肥	2t車 1台	7,000	配達料含む
	〃	5,000	本人が持ちにきた場合
	軽自動車 1台	2,600	配達料含む
	〃	1,500	本人が持ちにきた場合

- (備考) ①地域の実情により、適宜運用する。
 ②堆きゅう肥の単価については、町外の場合、個々に協議をする。
 ③積載量は平積みを目安とし、完熟の程度により割増できる。



農地賃借料情報の提供について



平成21年12月15日に「農地法の一部を改正する法律」が施行され、これまでの標準小作料制度が廃止となりました。

このようなことから、上松町農業委員会では農地賃借の目安となるように下記のとおり賃借料区分を決定しました。なお、こちらの情報は目安です。対象となる農地の広さや形状などの条件を当事者間で十分ご協議いただき、賃借料を決定してください。

(10aあたり)

農地の区分	賃借料水準	備考
田の部 上	11,500円	ほ場整備済み農地
中	10,000円	農振農用地青地 (ほ場整備実施農地は除く)
下	7,000円	「上・中」以外の農地
畑の部 上	7,500円	ほ場整備済み農地
中	6,000円	農振農用地青地 (ほ場整備実施農地は除く)
下	4,500円	「上・中」以外の農地



農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

上松町農業委員会は令和8年7月に改選期を迎えるため、農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

推薦調書を上松町長又は上松町農業委員会長に提出される方、並びに募集に応募しようとする方は、下記の問い合わせ先へ様式をご請求ください。

同一の方が、同時に、農業委員及び推進委員に推薦され、又は応募することができます。

推薦・募集期間 令和8年4月9日（木） から 令和8年5月11日（月） まで
任 期 3年
募集人員 農業委員 9人（うち、利害関係を有しない者1人）
推進委員 3人

（農地利用最適化推進委員の担当区域及び定数）

区 域	定数	行 政 区
北東部	1人	上条、旭町、上町、瀬木、本町、中町、沖田町、常盤町、下町、観音、田方、正島、栄町、宮前、東奥、東里、見帰、寝覚
西部	1人	島、小田野、西中、台、西奥
南部	1人	吉野、小野、荻原、立町、倉本

（推薦及び応募の資格）

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者（推進委員は、農業委員会の所掌に属する事項を除く。）で、次のいずれにも該当する者

（1）他の法律で兼職が禁じられていない者

（2）次のいずれにも該当しない者

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（主な活動内容）

【農業委員】

（1）農地の権利移動等の許認可及び農地転用許可等の審議をします。

（2）推進委員と連携し、遊休農地対策等の活動を行います。

【推進委員】

（1）議案等に対し推進委員としての意見を述べます。

（2）農地利用の調整、耕作放棄地の発生防止など地域における現場活動などを行います。

（推薦・応募状況の公表）

法律の規定により、推薦・応募の記載事項のうち住所、生年月日、電話番号を除き公表します。

【問い合わせ先】

上松町農業委員会事務局（上松町地域振興課 農業振興係）

電話：52-4804（課直通）FAX：52-1038

Mail：noum@town.agematsu.nagano.jp





子どもを望むカップルのための不妊セミナー



セミナーに関心のある方、個別相談希望の方、カップルでも、おひとりでも参加できます。

日時：令和8年5月16日（土）

13：00～14：00 セミナー

14：00～16：00 個別相談（要予約）

場所：伊那合同庁舎5階 講堂 〒396-0025 長野県伊那市荒井3497

講師：北原光子氏（不妊・不育専門相談員）



【セミナー内容】

どこから不妊症なの、不妊症の検査・治療、治療への向き合い方、仕事と両立するためには

- ・セミナーと個別相談は無料です。
- ・セミナー・個別相談のお申し込みは、右のQRコードよりお願いします。

〈申込期間〉 2026年4月1日（水）～5月11日（月）

【お問い合わせ】 長野県不妊・不育専門相談センター TEL：0263-35-0421



水稻防除について



水田除草剤の効果的な使い方について

水田除草剤については、使い方を失敗すると、雑草が多発し稲の生育を阻害するばかりでなく、水田への斑点米カメムシ類の侵入を招き斑点米が多発します。以下の点に注意をお願いします。

（1）畦塗と丁寧な代掻き

湛水して散布する除草剤は、水に溶けて広がり田面に除草剤の処理層を作ります。処理層の除草剤成分が、出芽して来る芽や、若い莖葉から吸収され雑草を枯らしめます。除草剤を効かせるには、水田の水持ちを良くして、しっかりと除草剤の処理層をつくるのが重要です。畦塗りや丁寧な代掻きで漏水を防止するとともに、田面を均平にして除草剤が水田全体に均一に広がるようにします。

（2）除草剤の適期散布

除草剤には、十分な効果を発揮する散布適期（移植後日数やノビエの葉齢）があります。登録内容を確認して、散布適期になったらなるべく早く散布してください。適期を過ぎると雑草は枯れません。

（3）散布前後の水管理

①田植え前散布

田植えの1週間前に散布する除草剤は仕上げ代直後に、5cm以上の深水にして散布します。その後田植えの日まで田面が見えないように深水管理を維持します。

②田植え直後散布

田植え後5cm以上の深水にして、翌日水が落ち着いてから散布します。その後3日間は止め水にして田面が露出しても入水しないで我慢します。3日経過しないうちに入水すると、除草剤の処理層ができずに雑草が生えてきます。入水するのは散布4日目以降にしてください。その際も処理層を壊さないように静かに入水してください。

③中干しまでの水管理

その後、中干しまでは原則日中浅水、夜間深水管理で、田面を常に水面下に置き除草剤の処理層を維持します。

（4）その他の注意事項

藻類やウキクサが発生している水田では、ジャンボ剤やフロアブル剤は拡散できずに効果のムラや薬害が発生します。このような水田では粒剤を散布してください。

★この記事に関するお問い合わせ先

長野県木曾農業農村支援センター 技術経営普及課 電話：0264-25-2230



住民税非課税世帯に対するエアコン設置補助



住民税非課税世帯に対するエアコン設置の補助を行います

1. 事業の概要

県では近年の猛暑による熱中症リスクの増加を踏まえ、県民の命と健康を守るため、生活保護世帯を含む、住民税非課税世帯に対しエアコンの設置費用の補助を行います。町でも県と協同し、この事業を行います。

2. 対象者

申請日において上松町に住民票を有しており、居住する住宅に稼働可能なエアコンが1台も設置されていない世帯で、下記に該当する世帯。

- ①申請日において生活保護受給世帯であること。
- ②申請日の属する年度に世帯全員が市町村民税非課税である世帯。（申請日が4月1日から6月30日までの場合、前年度の市町村民税の課税状況により判断する。）

3. 対象品目

- ①家庭用品品質表示法施行令に規定される「エアコンディショナー」
- ②室温を下げるため、コンセントから直接給電する電気冷風機及びパルチェ式クーラー（充電式のものを除く）

《対象品目の主な分類》

	タイプ	特徴	
1	壁掛け型エアコン	室内機+室外機のセパレート型、冷媒配管有	家庭用品品質表示法に規定
2	床置き型エアコン	室内機を床に設置、構造は壁掛け型と同様	同上
3	ウインドエアコン（窓用）	窓枠設置の一体型、冷媒回路内蔵、排熱は室外側	同上
4	ポータブルエアコン（冷媒式）	キャスター付き移動型、排熱ダクトあり	同上
5	電気冷風機	水や氷で気化冷却 冷媒なし	法的規定なし
6	パルチェ式クーラー	熱電素子で冷却、冷媒なし	法的規定なし

※既に1～4がある世帯は対象外です。

※現在5・6がある世帯で、さらに5または6を設置する場合は対象外です。

4. 補助対象経費

補助対象設備一台の購入・設置に必要な経費のうち、

生活保護世帯 上限83,000円（補助対象経費と83,000円を比較して少ない額）

その他の非課税世帯 上限58,000円（補助対象経費に4/5を乗じた額と58,000円を比較して少ない額）

※超過分については、申請者の自己負担となります。

5. 申請から購入・支払いのおおまかな流れ

- ① 対象世帯が見積もりを添えて町に申請
- ② 町が審査し、交付決定を送付
- ③ 申請者が販売店からエアコンを購入・設置
- ④ 町内の販売店で購入した場合・・・実績報告書を提出いただき、審査後、町から販売店に補助金額を直接支払う。（現物給付）
町外の販売店で購入した場合・・・実績報告書と補助金の請求書を町に提出いただき、審査後、補助金額を申請者に支払う。（現金給付）



6. 申請書受付期間 令和8年11月30日まで

○申請書は、福祉係窓口にあります。

○対象の機器かどうか、対象の世帯かどうかなどを審査しますので、必ず購入前に申請をしてください。

7. お問合せ先 住民福祉課福祉係 電話 0264-52-5550



带状疱疹予防接種



令和8年度 带状疱疹予防接種の費用助成について

以下に該当する方は、带状疱疹予防接種の費用助成を受けられます。

定期接種対象者

年齢	対象生年月日
65歳	昭和36年4月2日生～昭和37年4月1日生の方
70歳	昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生の方
75歳	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生の方
80歳	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生の方
85歳	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生の方
90歳	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生の方
95歳	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生の方
100歳	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生の方

- ・上記の方には、通知を郵送します。
- ・60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
⇒該当の方は、上松町保健衛生係までご連絡ください。
ご連絡をいただいた後、通知を郵送させていただきます。

任意接種対象者

- ・50歳以上の方で、定期接種対象者にも該当しない方のうち、带状疱疹予防接種を希望する方に対し、接種費用の一部を助成します。

使用ワクチンの種類	助成回数	助成金額（1回当たり）
乾燥弱毒生水痘ワクチン	1人1回限り	3,000円
乾燥組換え带状疱疹ワクチン	1人2回限り	6,000円

○申請方法：予防接種実施後に、下記にある申請に必要なものを持参し、上松町保健衛生係（1階3番窓口）に申請してください。

【申請に必要なもの】

- ・接種した医療機関で発行する領収書（コピー可）
- ・入金する口座の通帳



◎お問い合わせ先： 上松町保健衛生係（Tel52-2825）